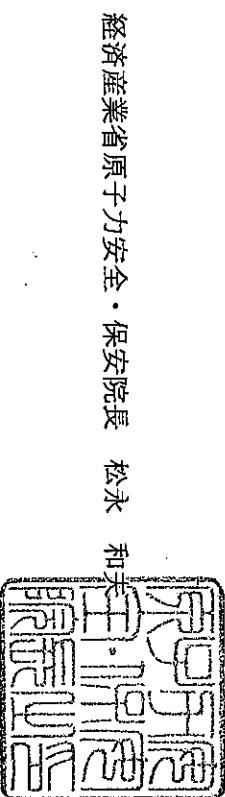


経済産業省

平成17・01・27原院第3号
平成17年4月1日

電気工事業の業務の適正化に関する法律の事務処理要領（内規）



電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）の事務処理要領（内規）について、下記のとおり定める。
なお、平成16年5月25日付け「電気工事業の業務の適正化に関する法律の事務処理要領（内規）」（平成16・04・13原院第1号）は廃止する。

記

1. 法第4条（登録の申請）関係

- (1) 電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第2条第2項第4号に掲げる書面については、申請に係る主任電気工事士等（規則第2条第2項第4号に規定する主任電気工事士等をいう。以下同じ。）が第一種電気工事士である場合は①の書面、第二種電気工事士である場合は①及び②の書面とする。なお、法第3条第3項の更新の登録の場合において主任電気工事士等に変更がない場合は、①及び②の書面の添付は要しない。
- ① 主任電気工事士等の電気工事士免状の写し又はその者が電気工事士であることの証明書
② 主任電気工事士等実務経験証明書
- イ. 主任電気工事士等が登録申請者に雇用されている場合又は主任電気工事士等が登録申請者本人である場合にあっては様式例1による書面
- ロ. 主任電気工事士等が他の電気工事業者等に雇用されていた場合にあっては様式例2による書面。ただし、当該他の電気工事業者等の死亡等正当な理由により証明を受けることができない場合にあっては、これに代えて、電気工事に關し3年以上の実務の経験を有する者であることを確実に証する書面（例：各都道府県電気工事業工業組合その他電気工事業に係る法人格を有する団体が実地調査等の結果発行する当該主任電気工事士等の業務の経験を証する書面）

(2) (1)の規定は、規則第12条第3項のみなし登録電気工事業者に対しても適用する。

2. 法第5条(登録の実施)関係

(1) 登録番号は、登録行政庁及び登録年次が直ちに判別できるように、次のとおり付する。

- ① 経済産業大臣登録にあっては、「経済産業大臣登録第 号」
- ② 産業保安監督部長登録にあっては、

「〇〇産業保安監督部長登録第 号」

※各監督部長による事務委任により支部長又は監督署長が登録事務を行う場合にあっては、

「〇〇産業保安監督部〇〇支部長登録第 号」のように処理されたい。

③ 都道府県知事登録にあっては、「〇〇都・道・府・県知事登録第 号」

なお、番号は毎年ごとに整理し、その頭にその年の数字を付するものとする。(例えば、東京都知事が平成17年に101番目に登録する者の登録番号は、「東京都知事登録第17

101号」とする。)

(2) 登録電気工事業者に対して法第17条第2項、第27条第1項若しくは第28条第1項の規定による処分をしたときは、その処分について、処分をした日、処分の内容等を登録簿に記載する。

3. 法第9条(承継)関係

(1) 法第9条第2項の規定により、法第3条第1項の経済産業大臣の登録を受けたものとみなされた者から法第9条第3項の届出を受けた経済産業大臣又は産業保安監督部長は、従前の登録をした産業保安監督部長又は都道府県知事に対して、その旨を通知する。

(2) 承継があった場合における登録の有効期間は、次のとおり取り扱う。

① 登録電気工事業者が、一の登録電気工事業者の地位を承継したときは、被承継者の登録の有効期間の残期間

② 登録電気工事業者でない者が、二以上の登録電気工事業者の地位を承継したときは、各被承継者の登録の有効期間の残期間のうち最も長い期間

③ 登録電気工事業者が、他の登録電気工事業者の地位を承継したときは、自らの登録の有効期間の残期間

④ 二以上の登録電気工事業者の合併により設立された法人にあっては、各被承継者の有効期間の残期間のうち最も長い期間

(3) 承継に伴う登録証及び登録簿の取扱いは、次のとおりとする。

① 承継者の登録番号は、(2)の①、②及び④については、その登録の有効期間の残期間が採用される被承継者の登録証の登録番号に、(2)の③については、自らの登録証の登録番号に、それぞれ統一する。

② ①に規定する登録証以外の被承継者の登録証については、承継の届出書に添付して返納させること。

③ 登録簿は、承継の届出があつたときは、①に規定する登録証に係る登録簿に統一整理することとし、必要な記載及び訂正を行うこと。

(4) なお、承継に際して法第4条第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該承継の

届出とは別に、その変更について法第10条第1項の規定による届出を必要とする。

4. 法第10条（変更の届出）関係

- (1) 経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者がその登録を受けた後、一の産業保安監督部の管轄区域内にのみ営業所を有することとなつたときは、法第10条第1項の届出は、当該産業保安監督部長に提出させる。
- (2) 産業保安監督部長の登録を受けた登録電気工事業者がその登録を受けた後、二以上の産業保安監督部の管轄区域内に営業所を有することとなつたときは、法第10条第1項の届出は、経済産業大臣に提出させる。

(3) (1)及び(2)の変更事項の内容は変更前、変更後とも届出事項のすべてを記載することとし、添付書類は変更後の主任電気工事士の全員に関するものとする。

- (4) (1)に規定する届出に基づき登録をした産業保安監督部長及び(2)に規定する届出に基づき登録をした経済産業大臣は、従前の登録をした経済産業大臣又は産業保安監督部長に当該変更届出の写しを提出する。
- (5) 登録証の記載事項に変更があったときの登録証の訂正は、次の方法により行う。

- ① 訂正する事項を赤線で抹消し、新しい記載事項をその下に記載し、訂正印を押す。
② 登録証の裏面に訂正の内容及び年月日を裏書きし、押印する。
- なお、法第9条の規定による承継の場合において登録証を訂正するときも同様とする。

5. 法第17条の2（自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知等）関係

法第17条の2第1項の規定による通知については、次のとおり処理する。

- (1) 通知を受理した場合は、規則様式第3の登録電気工事業者登録簿を例として作成した通知電気工事業者通知簿（(2)において「通知簿」という。）に所要事項を記載する。
- (2) 電気工事業の開始の通知にあっては、通知事項を通知簿に記載した上、当該通知をした者に対し、2.(1)の規定の例によって整理番号（例えば、東京都知事通知第17101号）を付した通知受理通知書を交付する。

6. 法第19条（主任電気工事士の設置）関係

- (1) 実務の経験とは、法第2条第1項に規定する電気工事の実務に従事した事実をいう。
- (2) 電気工事の実務の内容（例えば、配線工事のみの作業、ネオンに関する工事のみの作業）によって、「実務の経験」に差を設けないこと。
- (3) 法第2条第1項に規定する電気工事及びそれ以外の電気に関する工事（例えば電気事業の用に供する電気工作物を設置し、又は変更する工事）を兼ねて行っている電気工事業者に雇用されている電気工事がいざれの工事にも従事している場合には、前者の工事に従事した期間のみを抜き出すことは事実上困難があるので、このような場合は全体として「実務の経験」として取り扱って差し支えない。
- (4) 3年以上とは、必ずしも同一営業所において連續して3年以上電気工事の実務に従事していることを必要とせず、実務に従事した期間が通算して3年以上であればよい。

7. 法第27条（危険等防止命令）関係

産業保安監督部長は、経済産業大臣の登録に係る登録電気工事業者又は経済産業大臣に通知をした通知電気工事業者に対し、法第27条第1項の規定による危険等防止命令を行った場合は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に通知する。

なお、本規定はみなし登録電気工事業者及び規則第12条第4項のみなし通知電気工事業者に対しても適用する。

8. 法第29条（報告及び検査）関係

経済産業大臣又は産業保安監督部長は、他の行政庁の登録に係る登録電気工事業者若しくは他の行政庁に通知した通知電気工事業者に対して報告を求め、又は立入検査を行ったときは、その内容等をその登録又は通知に係る行政庁に通知する。

なお、本規定はみなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者に対しても適用する。

9. 法第34条（建設業者に関する特例）関係

(1) 法第34条第4項の規定による届出については、次のとおり処理する。

① 届出を受理したときは、規則様式第3の登録電気工事業者登録簿を例として作成したみなし登録電気工事業者届出簿(②において「届出簿」という。)に所要事項を記載する。

② 電気工事業の開始の届出にあっては、届出事項を届出簿に記載した上、当該届出者に対し、2.(1)の規定の例によって整理番号(例えば、東京都知事届出第17101号)を付した届出受理通知書を交付する。

(2) 法第34条第5項の規定による通知については、次のとおり処理する。

① 通知を受理したときは、規則様式第3の登録電気工事業者登録簿を例として作成したみなし通知電気工事業者通知簿(②において「通知簿」という。)に所要事項を記載する。

② 電気工事業の開始の通知にあっては、通知事項を通知簿に記載した上、当該通知者に対し2.(1)の例によって整理番号(例えば、東京都知事み通第17101号)を付した通知受理通知書を交付する。

(3) 変更の届出に係る変更事項の内容は変更前、変更後とも届出事項のすべてを記載することとし、添付書類は変更後の主任電気工事士の全員に関するものとする。

(4) 行政庁が変更になる場合は、規則第25条第1項に規定する届出書又は規則第27条第1項に規定する通知書を変更後の行政庁及び従前の行政庁に、それぞれ提出させるものとするが、従前の行政庁への届出は、変更後の行政庁に提出する規則様式第19又は様式第22の余白に変更後の行政庁名と提出年月日を記載させるだけとし、添付書類は省略させる。

主任電気工事士等実務経験証明書

- (1) 登録申請者本人
下記1の電気工事士は、(2) 登録申請者の役員 であり、下記2のとおり、電気工事に
(3) 登録申請者の従業員

従事していることに相違ありません。

年 月 日

殿

登録申請者

印

記

1 電 气 工 事 士 の 氏 名			
生 年 月 日	年	月	日
現 住 所	〒		
電 气 工 事 士 免 状 の 支 付 年 月 日	年	月	日
電 气 工 事 士 免 状 交 付 番 号			
2 電気工事士が登録申請者の行う電気工事に従事した職歴			
所 属 名	期 間	業 務 の 内 容	
	年 月 日 ~ 年 月 日		

(記載注意)

- この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- この証明書は、被証明者1人につき作成すること。
- (1)登録申請者本人、(2)登録申請者の役員、(3)登録申請者の従業員については、該当するものを○で囲むこと。
- 所属名は、○○営業所○○担当というように具体的に記入すること。
- 業務の内容は、○○施設の屋内配線工事の施工業務等を具体的に記入すること。
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

主任電気工事士等業務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり、電気工事に従事していた者に相違ありません。

平成 年 月 日

殿

証明者 住 所

氏名又は名称

法人にあっては
代表者の氏名

印

記

1 電 气 工 事 士 の 氏 名			
生 年 月 日	・ 年 齢	年	月
電 气 現 住 所		日	才
電 气 工 事 士 免 状 の 交 付 年 月 日		年	月
電 气 工 事 士 免 状 交 付 番 号		日	
2 電気工事に従事した歴史			
所 属 名	期 間	業 务 の 内 容	
	年 月 日 ~ 年 月 日		
3 証明者の事業内容			

(記載注意)

- この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 所属名は、○○営業所○○担当というように具体的に記入すること。
- 業務の内容は、○○施設の屋内配線工事の施工業務等を具体的に記入すること。
なお、主任電気工事士の歴史のある者については、その旨を明記すること。